報告事項2 (周知·報告)

人権教育基本方針・人権教育推進プランの改訂について

標記について、別紙のとおり報告する。

平成 30 年 3 月 28 日

<参考>

「人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」は、人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進するために、平成11年3月に策定した。以降の人権問題をめぐる社会状況の変化を踏まえて、今回改訂を行った。

「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」の改訂について

〇「人権教育基本方針・人権教育推進プラン」改訂の背景

1 「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」の策定(平成11年3月)

- ・「大阪府人権尊重の社会づくり条例」(平成10年11月1日施行)の施行等を踏まえ策定。
- ・教育分野において、人権教育を総合的に推進するための基本的な考え方及び具体的施策の推進方向を明らかにした。



策定から19年が経過。

2 人権教育をめぐる主な動き

(1) 人権に関わる法律や制度の整備

- ●国の動き・・H12 年、「人権教育・啓発推進法」施行、H20 年、「人権教育の指導方法等の在り方について「第三次とりまとめ」」(文部科学省)公表。
 - ・「いじめ防止対策推進法」(H25)、「子どもの貧困対策法」(H26)、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」(H28) 施行。
- ◆大阪府の動き ・H13 年、「大阪府人権施策推進基本方針」策定、H17 年、「大阪府人権教育推進計画」策定(H27 年改定)。

(2) 人権問題をめぐる社会状況の変化

いじめや虐待など子どもの人権に関わる問題が顕在化。子どもの貧困問題、性的マイノリティの人権問題、グローバル化、情報化の進展に伴う新たな課題が生起。

〇「人権教育基本方針」(H11)

人権についての正しい理解を図り、様々な人権問題の解決 をめざした教育を人権教育として総合的に推進する基本 的な考え方を示している。

〇「人権教育推進プラン」(H11)

- ・人権教育について、「人権及び人権問題を理解する教育」「教育を受ける権利の保障」「人権が尊重され た教育」の3側面から基本方向を示し、学校教育、社会教育での具体的施策の推進方向を示している。
- ・同和問題、男女平等、障がい者、在日外国人に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の状況に即して、 固有の課題解決に向けた具体的施策を総合的に推進する。

基本方針は、現状においても変わらず、内容修正の必要なし。現行方針を継続。(ただし、「障害者」は「障がい者」に訂正。)

基本的な構成は変えず時点修正的に改訂。

平成11年以降の法律や制度の整備、社会状況の変化に合わせて記述を追加・修正。

〇「人権教育推進プラン」改訂の主なポイント (平成30年3月改訂)

追記 · 内容修正

- (1) 人権に関わる法律や制度の整備にかかる追記・修正
- ・「人権教育・啓発推進法」はじめ、平成12年以降に施行された人権に関わる法律等を記述内容に反映。
- (2) 人権をめぐる社会情勢の変化にかかる追記・修正
- ・子どもの貧困問題、性的マイノリティの人権問題、グローバル化、情報化の進展に伴う新たな課題とその対応について記述。
- ・様々な人権課題の現状とその解決に向けた人権教育推進の取組の方向性を記述。

記述順序・用語整理

・人権課題の記述順序を国の「人権教育・啓発白書」に準じて変更。「子ども、同和問題、男女平等、障害者、高齢者、在日外国人」

「女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人」 ・「障害者」を「障がい者」に変更するなどの用語整理。